

令和8年(2026年)3月より

健康保険料率を下記の通り令和8年（2026年）3月1日（令和8年4月給与控除分）より改定することとし、2月17日の第129回組合会において承認されましたので、お知らせいたします。

また、任意継続被保険者についても、令和8年4月1日より変更となります。
尚、介護保険料率の変更はありません。

そして、子ども子育て支援金制度が始まります。令和8年4月分保険料（5月納付分）より徴収となります。

令和8年3月からの保険料率

健康保険料率

事業主負担	48.048/1000	▶	48.053/1000
被保険者負担	39.952/1000		39.947/1000
計	88.000/1000		88.000/1000

介護保険料率

事業主負担	9.000/1000	▶	変更なし
被保険者負担	9.000/1000		
計	9.000/1000		

子ども子育て支援金

事業主負担	1.150/1000
被保険者負担	1.150/1000
計	2.300/1000